

【配分基準表】 R8地域農業構造転換支援事業				
大項目	小項目	ポイント算出の基準	経営体名	
成果目標 (①②③のいずれか1つの成果目標を選択)	①経営面積の3割以上又は4ha以上の拡大	ア 経営面積の拡大面積（現状→目標年度の経営面積の拡大面積）	該当箇所○	ポイント
		a 施設園芸作、果樹作、それ以外いずれも現状以上の経営面積の拡大を行う		6
		b 施設園芸作は0.1ha以上、果樹作は0.3ha以上、それ以外は2.0ha以上の経営面積の拡大を行う		10
		c 施設園芸作は0.2ha以上、果樹作は0.6ha以上、それ以外は4.0ha以上の経営面積の拡大を行う		12
		d 施設園芸作は0.3ha以上、果樹作は0.9ha以上、それ以外は6.0ha以上の経営面積の拡大を行う		14
		e 施設園芸作は0.4ha以上、果樹作は1.2ha以上、それ以外は8.0ha以上の経営面積の拡大を行う		16
		f 施設園芸作は0.5ha以上、果樹作は1.5ha以上、それ以外は10ha以上の経営面積の拡大を行う		18
		g 施設園芸作は0.6ha以上、果樹作は1.8ha以上、それ以外は12ha以上の経営面積の拡大を行う		20
		イ 経営面積の拡大率（現状→目標年度の経営面積の拡大率）	該当箇所○	ポイント
		a 現状以上		10
		b 30%以上		12
		c 33%以上		14
		d 36%以上		16
		e 40%以上		18
		d 45%以上		20
	②付加価値額1割以上の拡大 (合計点数が20点未満の場合は採択されません)	ア 付加価値額の拡大率（現状→目標年度の付加価値額の拡大率）	該当箇所○	ポイント
		a 10%以上		10
		b 15%以上		12
		c 20%以上		14
		d 25%以上		16
		e 30%以上		18
		d 35%以上		20
		イ 付加価値額の拡大額（現状→目標年度の付加価値額の拡大額）	該当箇所○	ポイント
		a 現状以上		6
		b 60万円以上		10
		c 100万円以上		12
		d 300万円以上		14
		e 500万円以上		16
		f 750万円以上		18
		g 1,000万円以上		20
	③労働生産性3%以上の向上 (合計点数が20点未満の場合は採択されません)	ア 労働生産性の拡大率（現状→目標年度の労働生産性の拡大率）	該当箇所○	ポイント
		a 3%以上		10
		b 5%以上		12
		c 7%以上		14
		d 9%以上		16
		e 11%以上		18
		d 13%以上		20
		イ 付加価値額の拡大額（現状→目標年度の付加価値額の拡大額）	該当箇所○	ポイント
		a 現状以上		6
		b 60万円以上		10
		c 100万円以上		12
		d 300万円以上		14
		e 500万円以上		16
		f 750万円以上		18
		g 1,000万円以上		20
取組内容 (取り組む場合はポイントが加算)	④経営管理の高度化	次の取組を実施している（複数可）	該当箇所○	ポイント
		・GLOBALG. A. P又はASIAGAPの認証を取得している		1
		・青色申告を行っている		1
		・農業版事業継続計画（BCP）を策定（簡易版を含む）している		1
	⑤環境配慮の取組	・環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている	該当箇所○	ポイント
				2
	⑥輸出の取組	次の取組を実施している（複数可）	該当箇所○	ポイント
		・輸出事業計画の認定を受けている、又は認定を受けた輸出事業計画に連携者として位置付けられている		2
	⑦女性の取組	・フラッグシップ輸出産地に参画している		1
		次のいずれかに該当している	該当箇所○	ポイント
		・女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者に限る		2
		・代表者が女性である若しくは役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織		
		・法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っており、女性が当該部門の責任者であるもの		
	⑧労働環境の取組	次の取組を実施している（複数可）	該当箇所○	ポイント
		・労働保険（労働者災害補償保険・雇用保険）に加入している		1
		・社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入している		1
		・労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している		1
地区配分 (対象地区の場合はポイントが加算)	⑨将来像が明確化された地域計画	次の（１）及び（２）の要件を満たすもの	該当箇所○	ポイント
		（１）地域計画に記載する目標集積率について、次に掲げる基準を全て満たすものであること ・目標集積率が現状集積率を下回らないこと ・目標集積率が8割以上であること		5
		（２）地域計画に記載する「区域内の農用地面積」から「区域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積が「区域内の農用地等面積」に占める割合が、次に掲げる基準を満たすものであること ア 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1割未満であること イ 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2割未満であること		
	⑩誘致団地の創設	事業実施地区において、農業を担う者が定められていない農用地等を団地化し誘致団地を形成※すること（又は確実と見込まれること） ※2筆以上で隣接した4ha以上の農地（中山間地域は2ha、樹園地は1ha、施設園芸は1ha）		5
			合計	点